

スウェーデンのホームヘルパー制度

小野寺 百合子

I ま え が き

北欧5カ国は、社会保障の関係においてもだいたい同じくらいのレベルで歩調を揃えて発展しているが、やはりそれぞれの特徴があり、重点をおいている制度にもいくつかの差がある。ホームヘルパー制度はスウェーデンの特徴の1つであって、世界的にみてもこの国はよく組織化され優秀であると評価されている。

第二次大戦までは家事使用人というものがあったから、中層以上では人を雇っていたので、ホームヘルプの問題は起らなかった。人を雇えない家庭で事故の生じたときとか、高齢者世帯で家事がむずかしくなったときなどの援助を、社会活動として組織化したのがホームヘルプ事業の起りである。スウェーデンは民間事業としては約50年前、政府が補助金を出して公共事業となつてからは約25年である。スウェーデンと同じように、ホームヘルプ事業を早くから持った国はスイスとアメリカであるが、このどちらも純粋にプライベートの慈善事業で、随時的善意のものであったのに比べて、スウェーデンのホームヘルプ事業は当初からひとつの職業人として、それで自活できるだけの教育を施されたホームヘルパーによって発足している。ヘルパーは経営者との間に年間雇用契約を結び、技術労働者としての身分をもって労働していることが評価されているのである。

II ホームヘルプ事業の歴史

ホームシスター スウェーデンのホームヘルプ事業の祖は後のウプサラ僧正 Manfred Björkquist である。彼がまだ学究者であった1914年、当時まったく新しいアイデアとしてホームヘルプ事業の必要を説き、まず最初にヘルパーの養成教育機関をつくるべく、ウプサラの家政経済学校長 Jda Norrby に相談した。そしてホームヘルパーの養成に加えて、花嫁教育、家政婦教育を目的とする家事学校ができあがった。コースは最初8カ月のちに18カ月となり、1920年第1回の卒業生を出した。卒業生はホームシスターという名称で早速ホームヘルプ活

動にかかった。

ホームシスターの任務は主婦の病気や死亡で子どもの世話に困る家庭とか、独り暮らし老人とか特別に困難な家庭を援助するもので、普通の家事と簡単な看護であった。

ホームシスターの雇用主は家事学校であって、最初の月給 50kr¹⁾、労働条件は1カ月の有給休暇、労災保険、老齢年金の保険料雇主払い、寮費、税金の雇主払いなどが定められていた。

こうしてホームヘルプ事業はウプサラに誕生し、のちにだんだん他の地方に広がっていったが、ホームシスター養成については長い間、ウプサラ家事学校だけが行っていた。

ホームヘルプ活動を拓めるために一役買ったのは、前に述べたウプサラ家事学校長 Jda Norrby であった。彼女は別に自分が組織していた主婦連盟の地方支部を通じてホームヘルプ事業とシスター養成教育の必要を説き、家事学校と主婦連盟と協同の委員会をつくり、この事業の運営基金もつくった。

首都ストックホルムでは別途にホームヘルプ事業に手をつけている。スウェーデン貧困者福祉連盟と児童福祉連盟の幹部の間からホームヘルプ活動のアイディアが生れ、1924年ウプサラ家事学校の卒業生3名を雇って、ストックホルムの一番ひどいスラム街に派出したのが始りである。1928年には市から補助金が出ることになり1945年までつづいた。

コミュニオン²⁾でホームヘルプ事業をはじめたのは Huddinge (ストックホルム南方) が最初で 1926 年のことである。その後ホームヘルプ事業を持つコミュニオンがだんだんにふえ、主婦連盟の手からコミュニオンが受けつぐものが増えていった。また、主婦連盟のホームヘルプ事業に他の連盟や団体も興味を示すようになった。

1) 1kr = ¥63.99 (1972)

2) コミュニオン (Kommun)

1862年	地方行政庁ができたとき	全国で	2,300
1952年	改正で合併		1,006
1971年	" "		464
1974年	予定		272

(普通市町村と訳されているが正確ではない)

スウェーデン赤十字はの中で最も熱心で、やがて独自の線でホームヘルプ事業を発展させていくことになる。こうしてスウェーデンのホームヘルプ事業は2つの主流

アップサラライン——教育を受けたヘルパーにより義務権利を明確にした職業的なもの

の

赤十字ライン——教育を必要とせず自由な形式で援助活動をするもの

に沿って発展していくのである。

赤十字ホームヘルプ 赤十字は1920年代にすでに独自のラインでホームヘルプ事業をはじめていた。老人や身障者の家庭や多子家族で母親の事故などで困っている家庭などを、赤十字の独立採算で援助していた。ヘルパーには特別の教育を要求せず、一般主婦的な家事育児の知識と経験があればいいということで、勤勉な主婦のアルバイトとして、自由な形で働くことを奨励してきた。活動の中心はアップサラ赤十字であったが、赤十字支部長会議の年次会議でもとりあげられ、地方支部にもこのような活動がだんだん及んでいった。

赤十字が本格的に老人の在宅ケアとしてのホームヘルプ事業をとりあげだしたのは1949年のことである。第二次大戦中スウェーデンは政策上老人ホームと老人病院に重点をおくことをやめたため、老人の施設入りが困難となり、在宅ケアが急激に必要さしせまった問題となった。そこで赤十字はアップサラ支部の Dr. Ola Månsson を長とする委員会をつくり、1年間にわたってケアを要する老人の分析を行った。その結果次のような分類ができあがった。

- | | | |
|----------|----|---------------------------------|
| グループ I | a) | 老人ホームに入れるべき継続的なケアを要する老人 |
| | b) | 老人病入院に入れるべき断続的看護を要する老人 |
| グループ II | a) | 健康だが在宅生活を可能にするためにはある程度の援助を要する老人 |
| | b) | 年金者住宅を世話しかつ必要に応じて多少の援助を要する老人 |
| グループ III | a) | 病院を退院し回復期を自宅療養中援助を要する老人 |
| | b) | 病人で、医師、看護婦、ホームヘルパーの援助で自宅療養可能な老人 |

そしてこのグループ II とグループ III の老人を援助するために、パートタイム雇用のホームヘルパーを組織し、

「サマリット」と名付け 1950 年から事業開始した。要員は40歳～60歳の主婦で、赤十字の家庭看護講習を受けさせた。発足当初からサマリットに対する要望は大きく、逐年事業は急速に拡大し、4年間のうちに600の赤十字支部がサマリット活動をするようになった。

III 民間活動から公共サービスへ

人口問題調査委員会 1930年代のスウェーデンは未曾有の人口増加率の低下を見たため、人口問題調査委員会が発足して出生率上昇を計る施策をすることになった。そのため結婚奨励、児童保護などの新しい制度が数数発足したが、児童保護政策の一環としてホームヘルプ事業が政府内でも国会でも各政党の間でもにわかに脚光をあびはじめたのである。

1939年には、スウェーデンホームシスター学校中央局ともいうべきものが誕生して多くの州³⁾が補助金を出してホームヘルパー養成にのり出すことになった。1943年にははじめて「ソシアルホームヘルプに関する勅令」が発令になり、国会はホームヘルプ事業に国庫補助金を出すことを決議した。事業の監督官庁は社会庁 (Socialstyrelsen) であり、各州にはホームヘルプ局をおき、事業の運営主体は各コミューンのホームヘルプ部がすることに制度化された。赤十字や主婦連盟などの民間団体が事業を運営することも認められた。当時のホームヘルパー学校は4校、ヘルパー総数360人、うち学校卒業者200人であり、その分布は都市部240人、地方120人であった。そして都市の80%には普及していたが、地方のコミューンでは未だ10～15%にとどまっていたのが当時の状況である。

国庫補助金は、ホームヘルプ事業にコミューンが支出する金額の40%で、州は20%を負担するものとする。そこで教育を受けたヘルパーの数は急激に増加した。翌44年には総数913人、45年には1,314人、46年には1,701人となり、1960年にはフルタイム3,393人、パートタイム270人となった。

しかし以上の国庫補助のあるホームヘルプ活動は、人口問題に関連する児童保護が主眼であったから、有子家庭の子どもを世話をするホームヘルパーだけを対象とするものであった。

赤十字活動 老人や身障者のためのホームヘルプ活動については、政府は別のラインで援助をしている。赤十字のイニシアティブで発展したサマリット活動に国会が関心を示しだし、1952～56年老人福祉全般にわたっ

3) 州 (Län) 1862年 地方行政法以来全国25。

て調査を行った。その結果、サマリット事業は地方自治体の事業となすべきであるという結論に達して、赤十字と平行して、コミュニオンもこの事業を営むこととなった。10年の間に都市部で100%、地方部で60%のコミュニオンがサマリット活動を持つようになった。しかしコミュニオンに対する国庫補助金は少くコミュニオン財政は苦しかった。

老人福祉審議会の1963年の答申で国庫補助金増額が提案された。1964年7月1日の新しい勅令ではじめてサマリットは有子家庭用のホームヘルパーと同一制度の中にはいり、スウェーデンホームヘルプ事業の一部に組み入れられたのである。

ホームヘルプコンサルタントと勧告審議会 1943年、政府ははじめての勅令の発布と同時にホームヘルプコンサルタントとして Margareta Nordström を任命した。またホームヘルプ事業勧告審議会 (Rådgivande Nämnden) を発足させ、メンバーにはウプサラ家事学校長のほか、主婦連盟、国立保健婦学校、赤十字本部、農政庁よりそれぞれ役員を入れ、婦人国会議員も加えた。審議会は途中メンバーの交代はあったが1967年社会庁の機構改革によって解散するまでホームヘルプ活動全般にわたってよく任務を果たした。

コンサルタント Nordström は労働市場コミッションのコンサルタントもしており、ホームヘルパーの学校と職場の両方に関係があり、また州とコミュニオンの当局とも連絡のよい人である。彼女はこの任命を受けてより約25年間スウェーデンホームヘルプ活動の第一人者として今も活躍中である。彼女は社会の変化に伴って社会の要求が変化してゆくのをよく把握、ホームヘルプ活動をよくそれに合わせることに努力した。ことに老人用ホームヘルパーを有子家庭用ホームヘルパーと同じ公共サービスにいたこと、児童福祉の面からホームナースという新しい種類のホームヘルプ部門をつくったことは彼女の功績である。

IV 勅令 SFS 427/1964

ホームヘルプ事業に関する勅令は1943年以後何度も改正されているが、最後のものは1964年7月1日発令されている。これが以前のものとちがった点は、細部を省いてごく簡単になったこと、各種のホームヘルパーに適用すること、国庫補助金はコミュニオンのホームヘルプ活動のうちヘルパーの給料等の3分の1を支出すること、である。勅令は短いもので、社会庁より出された「説明」によって補完されなければならない。

(ソーシャルホームヘルプ事業に対する国庫補助金に関する勅令 1964年3月29日)

Kungl

スウェーデン国勅令 SFS 427/1964

第1条 コミュニオンは以下に示すところに従って、ソーシャルホームヘルプの経費に対し、国庫補助金を受けることができる。

第2条 国庫補助金は、老人、身障者、有子家族の個人家庭援助を主要な任務とするホームヘルパー、ホームサマリットおよびそれと同格の職員のためにコミュニオンが支出するネット経費に対して交付する。

第3条 国庫補助金はそのほか、ソーシャルホームヘルプ活動を実施する私的団体に対してコミュニオンが支出する補助金にも交付する。その一は第2条に述べたような任務を持つ私的団体の職員の経費に対してコミュニオンが補助金を出す場合。その二は老人、身障者または有子家族という特定カテゴリー以外の人が援助を受ける場合にも適用される。

第4条 国庫補助金は個人家庭を訪問看護する看護人の如きものの経費に対しては交付されない。

第5条 国庫補助金は第2条、第3条に述べたコミュニオン経費の35%を交付する。

第6条 国庫補助金は歴年により後払いで交付する。国庫補助金の申請は社会庁あてにおそくもその年の3月1日までに、その年に如何なる補助金を受けたいかを明らかにして申請する。申請の内容は、ソーシャルホームヘルプ組織のデータ、最終年次のコミュニオン内の活動規模、承認済みの活動用経理報告とする。そのほか既に与えた援助について如何なる代償を得たかその基礎資料をも含まれる。申請は社会庁の定める書式と用紙を用いる。

第7条 国庫補助金は社会庁が認定し、交付を行う。

第8条 社会庁はこの勅令適用のために必要な細則を配布する。

この勅令は1964年7月1日発効する。1964年度の国庫補助金については第6条の申請を7月1日～12月31日の期間とする。

<勅令 SFS 427/1964についての説明——社会庁>
国庫補助金の対象となる経費

- a) 給料、それには病中給料も労働者の権利たる休日給与も含む
- b) 休暇給と休暇費
- c) 特別経費—オーバータイム費、寒冷地手当、住宅電話架設費、宿泊費料金

- d) 国民年金掛金
- e) 旅費、交通費
- f) 付加年金その他の年金費用
- g) 保険料(団体保険を含む)
- h) 健康診断、レントゲン診断、当局指示の予防注射の費用
- i) 勅令第3条に述べているホームヘルプ活動をする私的団体に対する補助金
- j) 親族の者が老人または身障者を世話する場合の報酬、ただしホームサマリット活動に相当するという制約があり、世話の範囲が是認される場合
- k) ホームヘルパーが自宅で働く時間もそれが仕事の運営とサービス任務のためであれば労働時間の一部とみなされる。
- l) その他上に述べた各項と同種類の経費
以下の費用は経費から差し引かれる。
- a) 年間のソーシャルヘルプの料金収入
- b) ソシャルヘルプ活動のための州からの補助金
国庫補助金の対象とならない経費
- a) リーダーのための経費
- b) 事務員のための経費
- c) その他の運営費
- d) 個人家庭訪問の看護人の費用(勅令第4条)
- e) 援助を受ける人にコミュニンが直接交付する補助金

ソーシャルホームヘルプ職員が臨時に老人ホーム、児童ホーム、児童コロニーで働く場合、その期間中のサービスに対しては国庫補助金の対象からはずされる。

V 社会庁の任務とコミュニンの責任

社会庁の任務はホームヘルプ事業について各コミュニンの活動を統轄することであって、なるべくコミュニン間の差異を少なくし、全国が平均して事業発展を見るように全国の活動状況を追跡し、必要とあれば手段を講ずる。社会庁は国庫補助金に関し、コミュニンの申請を審査して認定を下し補助金を交付するものである。

コミュニンはホームヘルプ事業の責任者であり組織者である。ホームヘルパーはコミュニンに雇われフルタイムまたはパートタイムの月給制および時間割制である。今日でも赤十字や主婦連盟、教会などの私的団体がホームヘルプ活動の経営をすることは認められており、コミュニンから補助金を出している。活動の財源については国庫補助金が35%、コミュニン負担額56%、サービス料

金の収入9%である。

VI 現在のホームヘルパー

今日のホームヘルパーは制度の上からつぎの3種類になっている。

- (1) ホームメーカー hemvårdarinna: 有子家庭用ホームヘルパー
- (2) ホームナース barntillsyn: 子守りホームヘルパー
- (3) ホームサマリット hemsamarit: 老人用(身障者用)ホームヘルパー

ホームメーカー ウプサラ家事学校で養成されて活動したホームシスターのラインが、今日のホームメーカーである。ほとんどがフルタイムの地方公務員である。ホームメーカーの本来の任務は幼い子どもを持つ母親が病気とか出産とかで入院中、または在宅していても病気のため家事育児ができないとき、多子で過労の主婦が慰労休暇をとるとき(母親休暇は法律で定められている)、申し込みがあれば、派出されて、すぐに母親代りの役割を演ずるのである。目的の第1は子どもの世話で、乳児、幼児、学童それぞれの年齢にあった世話がゆきとどくことである。また主婦代理としてその家庭の家事費を預るのだから、その家庭の経済状態と習慣を早速にのみ込んで支出をしなければならない。

それ故ホームメーカーはただ家事育児に熟練しているだけでは足りない。その目的のための養成教育を受けた人であることが原則である。

仕事は一般主婦のなすべき家事育児であるが、ホームメーカーがしなくてもよいことが定められている。それはシーツなどの大洗濯、クリスマス前などの大掃除、家屋の管理や修理、パンやケーキ焼き、裁縫、貯蔵食品づくりなどである。衣類の修理や冷凍食品づくりはしてもよい。

労働時間は父親のいる家庭だと父親の出勤から帰宅までとなっているが、片親でその親が入院中などの場合は泊り込みとなる。

この事業に国庫補助金ができるようになってからは、コミュニンのホームヘルプ財政がゆたかになったので活動は本来のケース以外にも広がってきた。

- 1) 身心障害児を家庭で世話する母親の孤立感を和げ荷を軽くするため定期的に手伝う。
- 2) 重い世話を要する親族を世話している主婦や娘に手代りになる。
- 3) 障害のある主婦を手伝いながら家事を教える。

- 4) 神経病の主婦の圧迫感を減し入院させずにすませる。
- 5) 長期入院から退院した主婦を手伝いながら家事に慣れるよう指導する。
- 6) 家事未熟の主婦に家事、経済、育児を指導する。
- 7) アル中の主婦が禁酒同盟主催のホームやグループ活動に参加中家事を引き受ける。
- 8) ホームサマリットの人手不足を補う。その場合一時的な病気の老人や世話のむずかしい老人を優先する。

したがってホームメーカー派出の申込み者は家庭だけではなく、社会局や児童局、禁酒同盟、病院などの場合があるようになった。1966年の統計によれば、ホームメーカーが援助した家庭6万1,737のうち、主婦の病気68%、出産22%、主婦の休暇2%、その他8%となっている。

最近の傾向としては出生率が1930年代のようにまたも低下しており、学齢以下の子どもを持つ家庭の数が減ってきた。そのため有子家庭に限って活動するホームメーカーの需要がいくぶん減る傾向にある。それに反して老人人口の増加に加えて老人ケアを施設ケアよりも居宅ケアに重点がおかれている今日、ホームサマリットの需要は増すばかりである。したがってホームメーカーをホームサマリットに採用するケースがふえている。年間を通じ夏にはホームメーカーの需要が少い。

ストックホルム市だけのことであるが、最近上級ホームメーカーというのを養成し活動させている。これはホームメーカーの中から優秀な人を選んで有給のまま140時間の特別教育をする。卒業すれば給料は高くなり、特種家庭、問題家庭ばかりを受け持つことになる。主婦を指導する場合などは上級ホームメーカーがさしむけられる。

ホームナース ももとは就職している片親だけの子で、保育園などに預けられている場合、ちょっとした病気でも、保育所はその日の保育を断るが親は仕事を休めないというわけでその子の家庭へ行って子守りをする仕事でスタートしたのである。そのうちに両親そろっていても共稼ぎだと同じ問題があるわけでホームナースの派出ケースは拡大された。片親でも両親でも子どもを持つ婦人の勤労はふえる一方であるから、ホームナースの需要はどんどんふえている。

これは親が申し込まなくても保育所が連絡をしてくれることになっており、手軽に留守中の子守りが得られる仕組みである。

ホームナースには家事の責任はなく、子どもの世話だけを見るものであるけれども、なるべくなら規定の養成教育を受けるのが望ましいのだが、実際は家事育児の経験があれば勤務にさしつかえなく、教育を受けたものは全員の3分の1しかない。給料は時間給制で、勤務時間は個々のケースによってまちまちである。子どもが大きければベッドの世話食事の世話などに短時間いってやっすむこともあり、小さい子どもでは母親の出勤から帰宅までまる一日になることになる。

最近ではホームナースが大変重宝がられ、派出ケースは拡大され、本来の任務以外につきのような場合にも利用されるようになった。

- 1) 就職しないで自分で育児している母親が医師や病院や歯医者へいきたいとき、または公的届けや手続きなどのため官庁へゆかなければならないとき。
- 2) 地方で母親が買物その他の用事で都市へ出かけなければならないとき。
- 3) 長期療養または身心障害の子どもを世話している母親が息ぬきの外出をするとき。
- 4) 片親の母親が就職のため速成教育または再教育を受けるとき。
- 5) 保育ママ⁴⁾が病気または故障で子どもを預れないとき。

こうして派出ケースがふえてくると要員の数も必要になってきた。仕事が子どもの世話だけで肉体労働が少いのでおばあちゃんタイプの中高齢者や子ども好きの軽度身体障害者でもつとまる。利用者の方もそういう人を好むこともある。

ホームサマリット 今日のホームサマリットの任務は、この事業の創設者 Dr. Månsson のアイディアと変っていない。居宅にある老人を援助して社会の中での老人の生活をしやすいことであって、健康な老人はもちろんある程度病気の老人であってもまたは病院退院後であっても自宅の生活をつづけさせるためのホームサマリットである。この活動によって老人が老人ホームへ収容される時期をのばすことができ老人の病院から退院の時期を早めることができる。そのためホームサマリットの意義は今日の社会福祉政策上重要なものとなっている。

ホームサマリットの援助を受ける老人のニーズはそれぞれに違っているので、その仕事の種類も一々異なっている。老人が健康ならば、基本的な掃除、週間洗濯、炊事、買物、お使い、ベッドや衣類の整理など日常の家事や散歩の同伴などの組合わせである。それが病人となる

4) 保育所不足から、コミュニティが個人家庭に依頼して保育させている。

と日常家事のうえに家庭看護が加わってくる。看護婦の領域とは明らかに区別されるが、医師と保健婦といっしょに三者チームを組んだ中のホームヘルパーの役割というものである。ホームサマリットの重要な任務の1つとして老人の孤独を慰めることが数えられる。

サマリット活動ではリーダーの役割が大きい。派出の申込みがあると、まずリーダーが老人宅を訪問して、ヘルパーの仕事の種類と量、勤務時間と回数、料金を決めてきてから適当な人を派出し、あとあともチェックする。

前に述べたとおり、ホームサマリットの需要は増加の一途をたどっている。要員も毎年大幅にふやしているが需要を満たすことができず、ホームメーカーの援助を要請する場合が多い。ことに地方ではホームメーカーとホームサマリットの区別が明確ではないところもある。ホームサマリットの対象は老人だけではなく身体障害者も含まれている。最近では子のない若夫婦でも病気のために家事に差し支える場合にホームサマリットに余裕があれば援助してもらえることになった。ごく最近男子のホームサマリットが生まれ5万人中350人を占めているが、よい効果をあげている。

また親族内の老人や身体障害者を世話する主婦や娘もその労働が認可されればコミュニケーションからホームサマリットと同等の支払いを受ける道が開けた。

夏休み中の学生アルバイトで老人のために買物や掃除や炊事を手伝ったり、散歩の同行をしたりすることもホームサマリット活動の一部となった。派出の申込みは本人、親族、隣人のほか病院や医師がすることもある。

リーダー リーダーはどの種類のホームヘルパーにも重要である。有能なリーダーによって始めて正確かつ効果的な事業運営ができるからである。とくにホームサマリットでリーダーの役割の大きいことは前に述べたとおりである。

従来、リーダーはホームヘルプその他の社会福祉事業に長い経験を持つ人がなっていたが、この事業膨張のためリーダーが足りなくなり、1967年以来特別のリーダー教育がはじまった。1970年ではリーダー教育コースを終えてリーダーになったものは全リーダーの10%に過ぎない。しかしリーダーはホームヘルパーと関係官庁や各種施設との間に立ち、ヘルパーと利用者との間にも立ち活動計画をつくったり、ヘルパーを指導監督していくために、各方面に新しい知識を持たなければならない。リーダー教育は重要視されているのでコースのカリキュラムは学校監督庁と社会庁が合同で作製する。

ホームヘルパーが活動中必要と認めたときには、社会

局、児童局、失業局、禁酒局、保健局に届け出をするようにリーダーはヘルパーを指導しなければならない。

VII 養成教育

教育の歴史 前にも述べたとおりスウェーデンのホームヘルプ事業は、ヘルパーの養成教育からスタートし、つぎに卒業者が活動をはじめたのである。最初に生徒をとったのが1919年10月で、卒業者が仕事を始めたのが1920年10月であった。

学校ははじめ家事理論3カ月、育児実習2カ月、看護実習3カ月であったが、後になって全期15～18カ月と延長された。ホームシスターの教育は長い間ウプサラだけのものであって、他の地区でホームヘルプ活動をする時にはウプサラ卒業生を採用する以外なかった。1922～49年校長 Anna Luttman の功績でウプサラ学校は大いに発展した。1940年頃にはストックホルム、ルンド、レークサンドに新しく学校が出来、学校に対する州の補助金が始まった。

ホームヘルパー教育に社会庁がのり出したのは1944年であって、全国の国民高等学校4校、州立家政学校3校に「ホームメーカー」という公式名称をはじめつけてその教育をはじめ、奨学金制度を採用した。教育は最初から二本建てであった。

- 1) ホームヘルパーの家事学校の伝統により、若い生徒を教育する。
- 2) 家事育児の経験のある主婦を教育する。

1964年ホームヘルプ事業が新しい勅令によって新しい展開をしたとき、ヘルパー教育も社会庁から学校監督庁の手に移った。ここではじめてホームメーカー教育の外にホームナース教育、ホームサマリット教育のコースが整備されたのである。

今日ホームメーカーコースは各職業学校、家政学校、農業家政学校におかれているが、ホームナース、ホームサマリットコースは職業学校だけにおかれている。

ホームメーカーコース つぎの二本建てである。

Aコース コース終了までに18歳を越えるもので、家政技術学校またはそれと同等の学校6カ月以上の終了者で、育児の実習6カ月以上を経たものに入学資格がある。

コース期間は校内授業1学期、校外実習1学期、最終校内授業2週間である。

Bコース 家庭での育児経験3年以上か、児童施設またはホームサマリットの経験2年以上か、看護の実務6カ月以上の人に入学資格がある。コース期間は校内授業

1 学期だけである。

ホームメーカーの教育割合は、Aコース終了者40%、
3コース53%、その他7%となっている。

表1 ホームメーカーコース時間表(1969年7月7日)

課 目	1 週間の時間表	
	Aコース Bコース	Aコース 最終2週
1. 職業的実習		
1:1 調理	9	—
1:2 住居と洗濯	4	5
1:3 裁縫	3	—
2. 職業的理論		
2:1 調理学	1	3
2:2 児童心理	4	3
2:3 看護	1	2
3. 保健と医療の理論	3	2
4. 栄養と食品知識	2	2
5. 住居のプランと住居整備	2	2
6. 経済学と労働組織	2	4
7. 心理学	3	2
8. 社会学と労働の一般原則	2	4
9. 家族の知識	2	2
0. 体育	2	—
予備		9
合 計	40	40

このほかに速成コースがある。これはホームメーカー
あることが入学資格で、コース期間は2週間であ
、勤務上の実用的知識を与えるものである。

表2 ホームメーカー速成コース時間表
(1969年7月7日)

課 目	時 間 数
1. 職業的理論	
1:1 オリエンテーション	4
1:2 家事のテクニック	8
1:3 傷病学	6
1:4 育児知識	6
2. 心理学	8
3. 精神病学	6
4. 社会学	6
5. 家族の知識	6
6. 栄養と食品の知識	6
7. 消費の知識	4
8. エルゴノミー	6
予備	4
合 計	70

ホームナースコース ホームナースとして正規に勤
する人のために用意されたコースであるが受ける人は

少ない。コースは2週間でカリキュラムはホームメーカー
速成コースと同じである。

ホームサマリットコース ホームサマリットは、主
婦の経験だけでできるとして、就職経験のない中高年齢
婦人の適職であるとして一時宣伝募集したこともあるほど、
ホームサマリット教育ということはあまり考えられてい
ない。現に勤務中の全サマリットの5分の4は特別教育
を受けていない。しかし老人および身障者の、施設ケア
に代る居宅ケアの担い手として、今後ますます重くかつ
複雑になっていくその役割を果たすためには、なるべく
教育を受けてほしいと当局は希望している。ホームサマ
リット自身としても知識を豊富にしたほうが勤務も楽に
なるはずである。ただコースを終了したからといって待
遇が変わることはない。

期間は160時間であるが、全期を3期に分割している
ので、受講者は全期をつづけても取らなくても、3回に
わけて通学できるように仕組まれている。

表3 ホームサマリットコース時間表(1969年7月7日)

課 目	時 間 数		
	第1期	第2期	第3期
1. 職業的理論			
1:1 看護学			27
1:2 児童心理と育児学			6
2. 労働の一般原則 (ホームサマリット)	21		
3. 保健学			20
4. 傷病学			10
5. 社会医療	3		8
6. 心理学	6		14
7. 栄養および食品知識		25	
8. 家事の合理化		20	
合 計	30	45	85
		160	

リーダーコース ホームヘルパー各種のリーダーで
あることが入学資格であるが、それと同等の経験者がこ
のコースを経てホームヘルパーリーダーになることも考
えられている。コースの期間は140時間、4週間とする。

どのコースも全日制と定時制で構成されている。以上
の1週間時間数というのは全日制としての勘定である。
授業料は無料である。

就職中のホームメーカーがコースに入学する場合には
州の労働局を通じて労働市場教育の申請をすることがで
きる。そうすれば必要な者には基本補助金のほかに扶養
家族のための家賃や家族手当もでる。

ホームメーカーAコースに入学の場合には奨学金制度
がある。

1 学期だけである。

ホームメーカーの教育割合は、Aコース終了者40%、Bコース53%、その他7%となっている。

表1 ホームメーカーコース時間表(1969年7月7日)

課 目	1 週間の時間表	
	Aコース Bコース	Aコース 最終2週
1. 職業的実習		
1:1 調理	9	—
1:2 住居と洗濯	4	5
1:3 裁 縫	3	—
2. 職業的理論		
2:1 調理学	1	3
2:2 児童心理	4	3
2:3 看 護	1	2
3. 保健と医療の理論	3	2
4. 栄養と食品知識	2	2
5. 住居のプランと住居整備	2	2
6. 経済学と労働組織	2	4
7. 心理学	3	2
8. 社会学と労働の一般原則	2	4
9. 家族の知識	2	2
10. 体 育	2	—
予 備		9
合 計	40	40

このほかに速成コースがある。これはホームメーカーであることが入学資格で、コース期間は2週間であって、勤務上の実用的知識を与えるものである。

表2 ホームメーカー速成コース時間表
(1969年7月7日)

課 目	時 間 数
1. 職業的理論	
1:1 オリエンテーション	4
1:2 家事のテクニック	8
1:3 傷病学	6
1:4 育児知識	6
2. 心理学	8
3. 精神病学	6
4. 社会学	6
5. 家族の知識	6
6. 栄養と食品の知識	6
7. 消費の知識	4
8. エルゴノミー	6
予 備	4
合 計	70

ホームナースコース ホームナースとして正規に勤務する人のために用意されたコースであるが受ける人は

少い。コースは2週間でカリキュラムはホームメーカー速成コースと同じである。

ホームサマリットコース ホームサマリットは、主婦の経験だけでできるとして、就職経験のない中高年齢婦人の適職であるとして一時宣伝募集したこともあるほど、ホームサマリット教育ということはあまり考えられていない。現に勤務中の全サマリットの5分の4は特別教育を受けていない。しかし老人および身障者の、施設ケアに代る居宅ケアの担い手として、今後ますます重くかつ複雑になっていくその役割を果たすためには、なるべく教育を受けてほしいと当局は希望している。ホームサマリット自身としても知識を豊富にしたほうが勤務も楽になるはずである。ただコースを終了したからといって待遇が変わることはない。

期間は160時間であるが、全期を3期に分割している。受講者は全期をつづけても取らなくても、3回にわけて通学できるように仕組まれている。

表3 ホームサマリットコース時間表(1969年7月7日)

課 目	時 間 数		
	第1期	第2期	第3期
1. 職業的理論			
1:1 看護学			27
1:2 児童心理と育児学			6
2. 労働の一般原則 (ホームサマリット)	21		
3. 保 健 学			20
4. 傷 病 学			10
5. 社会医療	3		8
6. 心 理 学	6		14
7. 栄養および食品知識		25	
8. 家事の合理化法		20	
合 計	30	45	85
		160	

リーダーコース ホームヘルパー各種のリーダーであることが入学資格であるが、それと同等の経験者がこのコースを経てホームヘルパーリーダーになることも考えられている。コースの期間は140時間、4週間とする。どのコースも全日制と定時制で構成されている。以上の1週間時間数というのは全日制としての勘定である。授業料は無料である。

就職中のホームメーカーがコースに入学する場合には州の労働局を通じて労働市場教育の申請をすることができ。そうすれば必要な者には基本補助金のほかに扶養家族のための家賃や家族手当もでる。

ホームメーカーAコースに入学の場合には奨学金制度がある。

表4 ホームヘルパーリーダーコース時間表

課 目	時 間 数	1 週間の 時間数
1. 労働の指導と運営法	24	6
2. 労働の一般原則 (ホームヘルパー全般)	12	3
3. 社会医療	24	6
4. 社会学(地域社会)	20	5
5. 心理学	16	4
6. 保健学	8	2
7. 傷病学	12	3
8. 栄養学と食品知識	8	2
9. 家事(住居)のテクニク	4	1
10. 家政のテクニク	12	3
	140	35

VIII ホームヘルプ料金

この事業の初期の頃は下男下女のあった時代だから、ホームヘルプは低所得層を対象とした慈善事業であって、利用者からは料金を取らないのが建前であった。ところが第二次大戦後の社会は完全雇用となり、家事に人手を得ることは不可能となった。所得層の上下にかかわらず家庭内で人手がなくて困る度合いは同じことになってしまった。したがってホームヘルプ活動は、所得にかかわらず、困る度合いだけで援助するものとなって、ここにホームヘルプの性格が変化したのである。ヘルパーの報酬はコミューン（または私的団体）が月給または時間給で保証していることは変りないが、現在は利用者からその収入と家族数に応じて料金をとる制度を採用しているのである。

すなわち、低所得者には料金は無料であるが、利用家庭の所得が多くなるにつれて料金は段階的に高くなる。また家族数が多くなるほど料金のほうは低くなる。そうして最高料金はヘルパーの受ける時間給に相当する額となる。料金はヘルパーには渡さず、ホームヘルプ部の事務所に納入するものである。料金額を決めることはコミューンに任されているが、社会庁は一応の標準を示している。また社会庁は家庭の収入所得を決めるときの規準もつぎのように示している。

- 1) 家族数には収入のない在宅の子どもも含む
- 2) 収入とは当該月のその家庭の収入をさす
- 3) 児童手当、勉学手当、傷病手当、有子家庭住宅手当、身障児補助費などは収入に算えない
- 4) 夫婦にそれぞれ収入のあるときは合算して家族の収入とする

そのほかホームメーカーでも、ホームサマリットでも利用時間数がそれぞれ一定時間を越すと料金が割引になったり無料になったりすることもきめられている。

以下に示す社会庁のホームヘルプ料金の標準表は1964年の新しい勅令発布当時のものであって、今日はいっとも値上りしているはずであるが、1971年春までは、未だ社会庁から発表されていない。

IX ホームヘルパー労働条件

労働条件の歴史 ウプサラで一番最初にホームシスターになった Nanna Hagberg が学校との間に結んだ雇用条件は月給50kr. 学校の寮に住んで寮費は無料、3年目と6年目に昇給、1カ月の有給休暇、傷病、労働災害保険と国民年金、任意老齢年金保険などの掛金および税金は学校払いというものであった。

最初のホームヘルプの勅令が出て、この事業をコミューンが引きついだ時、勅令には労働条件もうたってあった。それは略々ヘルパーと学校との間の契約条件を踏襲したものであった。基本年給1,500kr. 学校寮の代りに住宅費を支給するとあった。労働時間については1950年までは何の規定もなく、時には週96時間もの労働を強いられることもあった。

今日の労働条件 ホームヘルパーの労働は仲間のない単独であって責任の重い職場であり、常に新しい環境に即応しなければならないので肉体的精神的にきびしいものがある。しかも労働時間、食事時間が不規則となり、病気感染のチャンスも多いという理由で、雇用主はヘルパーの健康管理にはとくに留意している。ホームメーカーの応募者には健康証明書の提出が義務づけられている。ホームナース、ホームサマリットには義務ではないが、健康証明書が要望される。ホームヘルパーの年1回のレントゲン検査、その他の健康診断、予防注射などの費用はすべてコミューンに対する国庫補助費のわくにはいっている。ホームヘルパーはコミューンのホームヘルプ部（一部私的団体）に月給制または時間給制で雇用されているのであるが、それぞれに労働組合に属している。労働条件は労働組合組織と雇用主組織との間の団体協定によって規定されるものである。所属組織はつぎのとおりである。

雇用主組織——スウェーデンコミューン連盟 (Svenska Kommunförbundet)

労働組合

ホームメーカー——スウェーデンコミューン公務員連盟 (Sveriges Kommunal tjänstmanförbundet)

ホームナース }
ホームサマリット } スウェーデンコミューン労働者連盟
(Svenska Kommunalarbetsförbundet)

表5 社会庁のホームヘルプ料金勧告表

月 収 クローネ	1 時 間 当 り 料 金 家 族 数									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
801- 900	-: 60									
901-1,000	-: 80	-: 60								
1,001-1,100	1: -	-: 80	-: 60							
1,101-1,200	1: 20	1: -	-: 80	-: 60						
1,201-1,300	1: 40	1: 20	1: 00	-: 80	-: 60					
1,301-1,400	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60				
1,401-1,500	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60			
1,501-1,600	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60		
1,601-1,700	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60	
1,701-1,800	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60
1,801-1,900	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80
1,901-2,000	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -
2,001-2,100	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20
2,101-2,200	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40
2,201-2,300	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60
2,301-2,400	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80
2,401-2,500	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -
2,501-2,700	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40
2,701-2,900	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80
2,901-3,100	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20
3,101-3,300	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60
3,301-3,500	5: 80	5: 60	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -
3,501-3,700	6: 20	6: -	5: 80	5: 60	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40

1) ホームメーカー 月給制で地方公務員給 KA 9 級の 9~12 号にあたり、地域別に 3 種類となっている。1970 年 1 年間の給料表は表 6 のとおりである。

表 6 (単位: kr.)

地 域 別	K A 9 級 月 給 料			
	9 号	10 号	11 号	12 号
3 地 区	1,691	1,790	1,883	1,979
4 "	1,713	1,814	1,907	2,006
5 "	1,805	1,908	2,011	2,105

昇給は勤務年限 3 年ごとに 9 年を限度とする。宿泊は別に一夜 11kr. 労働時間は休日を除いて 4 週間に 170 時間とし、本人が調整する。有給休暇は週日にして年 24 日~32 日、年金のつく年齢は同級公務員と同じく 63 歳である。

2) ホームナース、ホームサマリット どちらも時間給制で他のオープンケア職員と同じである。1970 年 1 年間の 1 時間の給料は表 7 のとおりである。

時間外勤務の割増料として 1 時間当り 簡単な労働で 2.16kr., 技術を要する労働で 4.32kr. が上のせされる。有給休暇は週日で 24 日、労働時間は週に最小 18 時間、最大 42 時間である。年金は一般国民年金だけで 67 歳

表 7 地域別時間給 (単位: kr.)

3 地 区	4 地 区	5 地 区
9.15	9.25	9.75

からである。

ホームヘルパーに要求される一般的規則としてつぎのことがある。

- 1) 派出先の家庭の秘密を守ること。
- 2) 家事費を任されたときには計算書をつくること。
- 3) 勤務状況の報告書をリーダーに提出すること。
- 4) 勤務上の変更はリーダーに報告すること。
- 5) 所定の用紙に勤務時間を記入して派出先においてくこと。
- 6) 派出先から金品を受けてはならない、ただし食事は提供されたら受けてもよい。

X ホームヘルプ事業の現況

ホームヘルパー活動の現況はつぎに掲げる社会庁発表の統計についてみることができる。統計にも現われているとおり、3 種のホームヘルパーは必ずしも明確に区分されておらず、互いに融通し合うことがある。ホームヘルパーの勤続年数は平均 9 年である。廃業率は年 11%

表 8 ホームメーカー活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数	4,721	4,677	5,004	4,780	4,829
ホームヘルパー数					
ホームメーカー	2,878	2,857	2,818	2,776	2,693
ホームサマリット	814	881	1,017	1,293	1,198

〔年間ホームメーカー活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969
派出有子家庭数	64,277	61,737	60,181	57,907	59,815
派出件数	93,853	91,703	90,806	110,349	117,936
労働時間数					
ホームメーカー				5,877,799	3,883,530
ホームサマリット					730,069
ホームメーカー数					
フルタイム	3,379	3,379	3,396	3,415	3,410
パートタイム	381	295	352	427	420
合 計	3,760	3,674	3,748	3,842	3,830
うち特別の教育のない者	464	379	414	432	(ej uppgift)

表 9 ホームナース活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数		637	865	1,220	1,438	2,061
ホームナース数		426	589	729	1,011	1,873
うち特別教育を受けたもの		227	223	194	352	797
労働時間数		11,804	9,589	23,195	33,816	47,230
うちホームメーカー うちホームサマリット						6,776
代用したもの						

〔1年間ホームナース活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数	6,786	9,662	12,458	16,214	24,533	
労働時間数					1,514,787	
うちホームメーカー うちホームサマリット					190,731	
代用したもの						

で、廃業の理由は半数が結婚、つぎが他の職業（主として看護婦）に移る場合が多く、退職年金受給年齢に達したためと病気のためというのは併せて10%にならない。

XI ホームヘルプ事業の変遷と将来

事業の性格の変化 低所得家庭を対象に慈善事業的性格をもって発足したホームヘルプ事業が50年の間に公共福祉政策のなかで、社会のあらゆる所得階層を対象として重要な意味をもつものに発展した。本来の意義が変ってきたのと同時に、実際のホームヘルパーの活動の上にも大きな変化が起っている。第1が職場である住宅の

変化であって、昔の派出先は主としてスラム街であった。不潔と不便に立ちむかってのきびしい肉体労働を余儀なくされていたものであったが、今日の派出先にははなはだしいスラム住宅はもうない。一般住宅のモダン化とレベルアップのためホームヘルパーの仕事は著しく楽になった。食生活も既製品、半製品がたくさん出回っているから、食事の仕度に労力と時間をかけることが減った。また化繊の普及から、洗濯、アイロンかけの仕事も大幅に容易になった。それに加えて自動車はヘルパー自身が車を持っていることも多いし、家族が車でヘルパーを送迎することもあり、往復が能率的になった。そ

表 10 ホームサマリット活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
援助した老人と身障者数	63,375	74,237	85,329	101,165	122,437	143,775
労働時間数						
	1965	1966	1967	1968	1969	1970
ホームサマリット		386,500	465,735	552,360	637,462	648,229
ホームメーカー		29,000	28,214	28,449	27,823	31,255
合計労働時間		415,500	493,950	580,809	665,285	679,484
ホームサマリット数						
	1966	1967	1968	1969	1970	
ホームサマリット	28,648	34,503	42,451	50,512	58,238	
うち特別教育のあるもの	6,443	7,480	9,004	10,869		
臨時ホームメーカーが代用した数	1,257	1,158	1,222	1,200	1,358	
〔年間ホームサマリット活動状況〕						
	1965	1966	1967	1968	1969	
援助した老人と身障者数	143,873	157,620	183,883	211,289	230,557	
うち ホームサマリットによる	115,649	129,821	155,960	183,249		
ホームメーカーによる	28,224	27,799	27,923	28,000		
労働時間数						
うち ホームサマリットによる	17,082,209	20,635,144	24,861,267	28,850,762	33,515,789	
ホームメーカーによる				1,442,476	1,627,373	

れに反してストレスに代表される精神・神経の障害者が非常に多くなって、ヘルパーの勤務上、人間関係が扱いにくくなったといわれる。

ホームヘルプ事業に対する社会の期待が大きくなり需要が増してきたのに対し、ヘルパーの増員は追いつかない。人手不足のために需要に応じきれない事情がだんだんに顕著になりだした。ホームヘルパーという職業は工業化の程度の低い地方ではまだ好ましい職業とみなされているけれども、大都市では婦人のための職業の種類が多く、ホームヘルパーは決して魅力的な仕事ではなくなった。過疎地となると若年、中年層は都市へ移入してしまっているから、残った老人を世話するホームヘルパーにも事欠く状況である。そういうわけでホームヘルプ事業は都市でも地方でもそろそろ人手不足にぶつかりはじめた。

新しい試み ホームヘルプ事業をもっと合理的な、もっと能率的な方法で行おうという試みがなされている。ストックホルム市ではじめてのホームヘルプパトロールはその一つである。ステーションワゴンに、6人のホームヘルパー（1人は上級ヘルパー）がチームとなって

乗り込み、掃除道具その他の家事用機器を積み込んで巡回サービスをするものである。1家庭には2人ずつが行って最も効果的に掃除洗濯をしてみわる。過疎地のためにはサービスバスが試みられている。バスや道具類の購入費は国庫補助がある。バスに乗り込むチームは2～3人で掃除洗濯などのサービスのほか、1週間分の食料品や冷凍品の配達、町の店からの商品や公立図書館からの本や雑誌も届ける。いずれにしても、目下の問題は、ホームヘルプ事業に他のサービス部門を結びつけようという考え方である。とくに老人のケアについてこの考え方を取り入れるべきであると叫ばれている。

つぎにホームヘルパーは、就職経験のない主婦が容易にできる仕事という考え方を捨てることであるといわれている。本格的な養成教育を受けて就職すべき専門職業であると一般に認識させる努力がなされている。理想としては17～18歳からホームヘルパーになるべく教育を受け、目標をホームヘルパーリーダーにおいて経験を積むことである。リーダーは社会的地位は高く給料もよい興味深い職業である。

参 考 文 献

- Margareta Nordström: Rådgivand taxa förersättning för Social hemmhjälp (ソーシャルホームヘルプ, 料金設定勧告) 1964
- Socialstyrelsen (社会庁): Råd och anvisningar i Socialvård frågor (ソーシャルケア問題について勧告と指示) 1965
- Skolöverstyrelsen (学校監督庁): Läroplan för yrkesskola (職業学校の授業プラン) 1968
- Maria Stenmark: Social. hemhjälp 50 år (ソーシャルホームヘルプ50年) 1969
- Birgit Rangnå: Handbok i Socialfrågor (社会問題ハンドブック) 1969
- AMS (労働市場庁): Arbets förmedling (労働案内)

- 1970
- Socialstyrelsen: Hemvårdariete verksamhet (ホームメーカー他活動) 1971
- Margareta Nordström: Homehelp for old people 1956
- Margareta Nordström: The developement of the Swedish homehelp service 1961
- Ola Månsson: Open care of old people 1961
- Margareta Nordström: Social homehelp service in Sweden 1963
- Britta Sjögren: Need, task and qualifications demand within the social. homehelp service 1963
- Margareta Nordström: The homehelp service in Sweden 1968
- Gretr Grennder: Homehelp service 1970

— 執 筆 者 紹 介 (執筆順) —

鈴木 武雄	武蔵大学教授
桐木 逸朗	中央学院大学助教授
村上 清	日本団体生命(株)営業第3部長
向井 利昌	神戸大学教授
森岡 清美	東京教育大学助教授
伊藤 秋子	お茶の水女子大学助教授
杉原 由機	立正大学講師
佐々木 淑恵	お茶の水女子大学副子
馬場 紀子	お茶の水女子大学研究生
小野寺 百合子	スウェーデン研究所評議員